



佐賀県公報

平成20年
3月31日
(月曜日)
号外第7号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

訓 令 甲

◎保健福祉事務所処務規程の一部改正

◎佐賀県立日の限寮の救護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程の廃止

◎佐賀県土木事務所処務規程の一部改正

◎佐賀県佐賀空港事務所に勤務する職員の週休日等に関する規程の一部改正

◎佐賀県職員被服類貸与規程の一部改正

◎佐賀県本庁決裁等規程の一部改正

◎佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程の一部改正

◎佐賀県訓令甲第三号

健康福祉本部
佐賀県立日の限寮

佐賀県立日の限寮の救護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成元年佐賀県訓令甲第十八号）は、廃止する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

県土づくり本部
各土木事務所

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

◎佐賀県訓令甲第四号

健康福祉本部
各保健福祉事務所

県土づくり本部
各保健福祉事務所

県土づくり本部
各保健福祉事務所

佐賀県土木事務所処務規程（昭和二十九年佐賀県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

県土づくり本部
各保健福祉事務所

第一条第四項及び第五項を削る。
第一条第三項中「室長」を「課長」に、「室の」を「課の」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項から第十項までを二項ずつ繰り上げる。

第三条第一項第三十二号中「第六条第一項第二号」を「第五条第一項第二号」に改め、同条第二項第一号中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改め、同項第二号中「第七条第二号」を「第六条第二号」に改める。

第二条第一項第二百九十三号の次に次の一号を加える。

二百九十三の二 佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第六条の規定による登録の拒否に関すること。

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第五号

佐賀県佐賀空港事務所に勤務する職員の週休日等に関する規程（平成十年佐賀県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。
佐賀空港事務所

平成二十年三月三十一日
賀県訓令甲第十号の一部を次のように改正する。
佐賀県佐賀空港事務所に勤務する職員の週休日等に関する規程（平成十年佐賀県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

佐賀県知事 古川康

第三条の表を次のように改める。

勤務時間割の区分	始業時刻	終業時刻
A	八時三十分	十七時十五分
B	十二時四十五分	二十一時三十分
C	十五時十五分	零時
D	零時	八時四十五分
E	六時三十分	十五時十五分
F	十五時十五分	翌日の八時四十五分

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第七号

本府現地機関 労働委員会事務局

佐賀県本府決裁等規程（平成十六年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

第二条第四号中「課長を」を「課長及び同条第五項に規定する入札・検査センター長を」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 副課長 組織規則第十九条第一項に規定する副課長及び同条第五項に規定する入札・検査センター副センター長をいう。

第四条第三項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 粒子線治療推進監

佐賀県職員被服類貸与規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項第一号を次のように改める。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

第三条の二中「規程する課」のトビ「及び入札・検査センター」を加える。

別表第一の2の部の(3)の項中「環境課原子力安全対策室」を「原子力安全対策課」に改め、同部の(17)の項中「又はダム管理事務所」を「ダム管理事務所又は有明海沿岸道路整備事務所」に改め、同表の4の部の(4)の項中「ゴム長靴」の次に「又は運動靴」を加える。

一 総務事務効率化センター長（組織規則第十八条第六項に規定する総務事務効率化センター長をこの。以下同じ。）

第四条第六項中「副センター長」を「総務事務効率化センター副センター長」（組織規則第十九条第六項に規定する総務事務効率化センター副センター長をいう。以下同じ。）に、「センター長が」を「総務事務効率化センター長が」に改め、同条第八項中「課の」を「課（組織規則第二条第一項に規定する入札・検査センターを含む。）の」に改める。

第十条第一項中「センター長」を「総務事務効率化センター長」に改め、同条第六項中「歳入政策に」を「粒子線治療の普及に関する事務については、粒子線治療推進監、歳入政策に」に、「又はセンター長」を「若しくは副本部長があらかじめ指名する政策監又は総務事務効率化センター長」に改め、同条第七項中「統括本部長」を「統括本部長が統括本部の副本部長のうちから指名する者がその事務を決裁し、又は統括本部長」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 粒子線治療推進監が専決することができる事務について、粒子線治療推進監が不在のときは、健康福祉本部長が組織規則第二十二条第一項の規定により置かれた副課長のうちから指名する者がその事務を代決することができる。

第十二条第一項中「センターに係る事務については、センター長」を「総務事務効率化センターに係る事務については、総務事務効率化センター長」に改め、同条第二項中「センター長が」を「総務事務効率化センター長が」に、「副センター長」を「総務事務効率化センター副センター長」に改め、同条第九項中「副センター長」を「総務事務効率化センター副センター長」に、「センター長が」を「総務事務効率化センター長が」に改める。

別表第一の旅行命令に関する事務の事務委任先の欄中「政策監」の次に、「粒子線治療推進監」を加え、「歳入政策監」や「粒子線治療推進監及び組織規則第二十二条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、歳入政策監」に改め、同項の委任する事務の内容の欄中「課」や「課、入札・検査セ

ンター」に改め、同表の年次休暇等の願の処理に関する事務の項から宿泊直勤務の命令に関する事務の項までの規定中「政策監」の次に「粒子線治療推進監」を加え、「又は」や「入札・検査センター又は」に改める。

別表第三の私学文化課の生活文化行政及び芸術文化行政に関する事務の項中

「生活文化行政及び芸術文化行政」や「文化行政」に、「生活文化事業及び芸術文化事業」や「文化事業」に改め、同表の環境課の環境保全施策に関する事務の項中「環境課」や「地球温暖化対策課」に改め、同表の環境課の国定公園に関する事務の項から環境課の土壤汚染対策法に関する事務の項までを削り、同表の環境課の環境影響評価法及び環境影響評価条例に関する事務の項中「環境課」を「地球温暖化対策課」に改め、同表の環境課の特定化学物の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に関する事務の項から環境課のダイオキシン類対策特別措置法に関する事務の項までを削り、同表の環境課の環境にやさしい県民運動推進会議に関する事務の項中「環境課」を「地球温暖化対策課」に改め、同項の次に次のように加える。

地球温暖化対策課	環境の保全と創造に関する条例に関する事務	環境美化推進地域の指定に関すること
----------	----------------------	-------------------

別表第三の環境課の原子力安全対策行政に関する事務の項中「環境課」や「原子力安全対策課」に改め、同項の次に次のように加える。

有明海再生・自然環境課	国定公園に関する事務	1 国定公園についての申出並びに公園計画の変更及び廃止についての意見の提出に関すること	1 国定公園の公園事業の執行に関すること	2 国定公園内の行為の許可及び届出に関すること
2 関する公園事業の決定、変更	3 県以外の者が国定公園に関する公園事			

有明海再生・自然環境課	自然公園法及び県立自然公園条例に関する事務の解除及び区域の変更に關すること	更及び廃止に關すること	業の一部を執行することに同意し、又は認可すること	風致保護協定を認可すること
	1 県立自然公園の公園計画の決定、変更及び廃止に關すること	1 県立自然公園の公園事業の執行に關すること	8 法第37条及び条例第34条の規定により公園管理団体を指定すること	
	2 県立自然公園に關する公園事業の決定、変更及び廃止に關すること	2 県立自然公園内の行為の許可及び届出に關すること		
	3 法第22条及び条例第17条の規定により報告の徵収及び立入検査を行うこと	3 法第22条及び条例第17条の規定により報告の徵収及び立入検査を行うこと		
	4 法第27条及び条例第24条の規定により原状回復等を命ずること	4 自然公園施設の管理運営に關すること		
	5 が県立自然公園に關する公園事業の一部を執行することについて同意し、又は許可すること	5 県以外の者が県立自然公園に關する公園事業の一部を執行することについて同意し、又は許可すること		
	6 法第17条及び条例第16条の規定により指定認定機関の指定及び指定の取消しをすること	6 全に關する施策の総合調整に關すること		
	7 法第33条及び条例第30条の規定により	4 植物種の保護のための土地の所有者等への指導及び助言に關すること		
		4 条例第53条、第64条及び第66条の規定により原状回復等を命ずること		
		5 希少野生動植物種保護区内の行為等の許可及び届出に關すること		
		6 希少野生性動植物の保護増殖事業に關すること		

嘱に關すること	健康保険団体連合会に対する助言及び指導監督に関すること
2 後期高齢者医療診療報酬審査委員会が保険診療機関等に対して報告又は診療録その他帳簿書類の提出若しくは提示を求めること等を承認すること	2 後期高齢者医療診療報酬審査委員会が保険診療機関等に対して報告又は診療録その他帳簿書類の提出若しくは提示を求めること等を承認すること

別表第三の健康増進課の精神保健及び精神障害者福祉に関する事務の項及び健康増進課の老人保健法の医療等以外の保健事業に関する事務の項を削り、同

表の健康増進課のがん等生活習慣病の予防に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「生活習慣病予防事業の実施計画に関する」とを削り、同表の薬務課の薬事法に関する事務の項の課長専決事務の欄中第九号を削り、第十三号を第十四号とし、第十号から第十一号までは「」を「」で繰り下げる、第八号の次に次の二号を加える。

9 登録販売者試験の実施に関すること

10 販売従事登録に関すること

別表第三の薬務課の温泉法に関する事務の項の本部長専決事務の欄の第一号中「第10条第1項」や「第12条第1項」に改め、同項の課長専決事務の欄の第一号中「第8条」や「第10条」に改め、同項の回欄の第一号中「第12条」を「第14条」に改め、同項の回欄の第六号中「第26条」や「第30条」に改め、同表の新産業課の工業振興対策の企画及び調整に関する事務の項を削り、同表の新産業課の中小企業の経営支援に関する事務の項の課長専決事務の欄中第一号を削

入札・検査センター	工事検査に関する事務	工事検査に関する事務を処理すること
入札・検査センター	公共工事の品質確保の促進に関する法律に関する事務	1 法第5条の規定に基づく施設の策定に関すること 2 発注関係事務の実施、支援に関すること

り、第三号を第一号として、同表の商工課の貸金業の規制等に関する法律に関する事務の項の事務の種類の欄中「貸金業の規制等に関する法律」や「貸金業法」に改め、同項の課長専決事務の欄中第四号を削り、同表の商工課の小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金に関する事務の項の課長専決事務の欄に次の一号を加える。

4 中小企業の経営についての診断及び助言に関すること

別表第三の観光課の東京及び福岡情報センターに関する事務の項中「及び福岡」を削り、同表の農産課の農山漁村における女性及び高齢者の育成指導並びに地域づくりに関する事務の項の本部長専決事務の欄中第二号を削り、第三号を第一号として、同項の課長専決事務の欄の第一号中「協同」や「共同」に改め、同表の林業課の林業技術の普及及び指導並びに林業改良普及指導員に関する事務の項の課長専決事務の欄中第二号を削り、同項の同欄の第一号の印番号を削り、同表の建設・技術課の建設資材の試験に関する事務の項の次に次のように加える。

課の農地法に基づく許可等に関する事務の項の課長専決事務の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第一号とし、同表の空港・交通課の交通政策に関する事務の項の次に次のように加ふ。

新幹線活用・整備推進課	新幹線の活用に関する事務	新幹線の活用に係る基本方針に関すること	新幹線の活用の企画に関すること	新幹線の活用の企画に関する事務を処理すること
別表第三の新幹線整備推進課の新幹線の整備の推進に関する事務の項及び新幹線整備推進課の新幹線の整備に伴う関連地域の振興に関する事務の項中「新幹線整備推進課」を「新幹線活用・整備推進課」に改め、同表の総務法制課の法令の審査に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「法令審査委員会の委員の任免に関すること」を削り、同項の課長専決事務の欄中「幹事」や「委員」に改め、同表の職員課の職員表彰に関する事務の項を次のように改ふ。				

職員課
職員表彰に関する事務
佐賀県職員表彰規程に基づく職員の表彰
(永年勤続表彰を除く。)に関すること
佐賀県職員表彰規程に基づく役員(本庁の課長並びに課長及びかいの長並びにこれらに相当する職員に限る。)の永年勤続表彰に關すること

附 則

- | | |
|---|----------------------|
| 1 | 1件100万円未満の収納事務に関すること |
| 2 | 歳入歳出現金の出納保管に関すること |

(施行期日)

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

(佐賀県事務処理改善委員会規程(昭和三十四年佐賀県訓令甲第三十二号))

2 佐賀県事務処理改善委員会規程(昭和三十四年佐賀県訓令甲第三十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「関係課長」の下に「(入札・検査センター長を含む。)」

を加える。

第六条第一項中「及び現地機関」を「(入札・検査センター長を含む。)及び現地機関」に改める。

(佐賀県職員提案制度要綱の一部改正)

3 佐賀県職員提案制度要綱(昭和三十四年佐賀県訓令甲第三十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「現地機関名」を「入札・検査センターにあつては当該センター名、現地機関にあつては当該現地機関名」に改める。

第八条第一項中「課長」を「課長又は入札・検査センター長」に改める。
(佐賀県職員研修規程の一部改正)

4 佐賀県職員研修規程(平成十七年佐賀県訓令甲第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「副課長」を「副課長又は入札・検査センター副センター長」に改める。

第三十九条中「副課長」を「副課長又は入札・検査センター副センター長」に改める。

(佐賀県文書規程の一部改正)

別表第四の会計課の現金の出納及び保管に関する事務の項の課長専決事務の欄の第一号を次のように改ふ。

1 佐賀県財務規則第47条に規定する会計管理者の承認に関すること

別表第四の会計課の現金の出納及び保管に関する事務の項の課長専決事務の欄の第四号中「収入命令の受け付け及び」を削り、同項の係長専決事務の欄を次のように改める。

5 佐賀県文書規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「規定する課」の下に「及び入札・検査センター」を加え、「歳入政策監」を「粒子線治療推進監及び組織規則第二十二条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、歳入政策監」に改める。

第二十二条中「政策監専決事項」の下に「粒子線治療推進監専決事項」を加え、同条中「センター長専決事項」を「総務事務効率化センター副センター長専決事項」に、「副センター長専決事項」を「総務事務効率化センター副センター長専決事項」に改め、「及び副課長専決事項」を削る。

（佐賀県安全管理衛生管理規程の一部改正）

6 佐賀県安全管理衛生管理規程（平成元年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「規定する課」の下に「及び入札・検査センター」を加え、「歳入政策監」を「粒子線治療推進監及び組織規則第二十二条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、歳入政策監」に改める。

（佐賀県職員の職務発明等に関する規程の一部改正）

7 佐賀県職員の職務発明等に関する規程（平成二年佐賀県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「規定する課」の下に「及び入札・検査センター」を加え、「歳入政策監」を「粒子線治療推進監及び組織規則第二十二条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、歳入政策監」に改める。

●佐賀県訓令甲第八号

本 庁
現地機関

佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程（平成十七年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

購読料 一か年三一、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第二条本文中「課」を「課、センター」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（派遣研修における勤務地）

第三条 職員が、おおむね一年以上の派遣研修（国内における派遣研修で、派遣先における勤務時間の定めがあるものに限る。）を命じられた場合の勤務地は、当該研修が行なわれる主たる場所の所在地とする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に派遣研修を命じられている職員の勤務地については、なお従前の例による。

平成二十年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷